



羽の情報便

雇用促進税制について

雇用促進税制とは、適用年度中（※1）に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させるなど一定の要件を満たした事業主が、法人税または所得税の税額控除（※2）適用を受けられる制度です。雇用者数の増加1人あたり40万円の税額控除が受けられます。

適用を受けるためには、あらかじめ「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

（※1）平成26年4月1日～平成28年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。個人事業主の場合は、平成27年1月1日から平成28年12月31日まで。

（※2）当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

（適用要件）

- ①青色申告書を提出する事業主であること。
- ②適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がいないこと。
- ③適用年度に雇用者の数を5人以上（中小企業※1の場合は2人以上）かつ10%以上増加（※2）させていること。

（※1）中小企業とは、資本金1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人（個人事業主の場合は、常時使用する従業員が1000人以下の個人）

（※2）雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。
雇用増加割合＝適用年度の雇用者増加数／前事業年度末日の雇用者数

- ④適用年度における給与等（※1）の支給額が、比較給与等支給額（※2）以上であること。

（※1）給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特典関係者（役員の親族等）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

（※2）比較給与等支給額＝前事業年度の給与等の支給額＋（前事業年度の給与等の支給額×雇用増加割合×30%）

（確定申告までの流れ）

- ①雇用促進計画を作成・提出
適用年度開始後2カ月以内に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出して下さい。
- ②雇用促進計画の達成状況の確認
適用年度終了後2カ月以内（個人事業主の場合は3月15日まで）に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めて下さい。
※確認に約2週間（4月・5月は1カ月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう手続きをお願いします。
- ③税務署に申告
確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告して下さい。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>
- ◆ スタッフブログ更新中！
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載！
プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

腰痛のためカイロプラクティック師から施術してもらっています。一回三千円で毎月一回行っていますので、年間で三万六千円払いました。この金額は医療費控除の計算の際、含めてもいいですか？

いいえ、含めることはできません。この場合はカイロプラクティック師からの施術であるため、治療ではなく健康維持のためのものと考えられることになるからです。

はり代やお灸代、マッサージ代などの費用が医療費控除の対象となるのは、医師やあんまマッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師等が治療の一環としておこなった場合です。

また、はり師、きゆう師又は柔道整復師等がおこなったといっても、健康維持のためのものは対象にはならないので注意してください。



税金・保険のまめ知識（第84回） 生命保険現物支給による役員退職慰労金

多くの経営者は、ご勇退後のセカンドライフを豊かなものにするための生活資金として、役員退職慰労金（退職一時金）を準備されているのではないのでしょうか？

経営者が憧れるセカンドライフとは？老後の生活をどのように過ごしたいですか？とアンケートを取ったところ、1位は趣味を楽しみたい（38.7%）。2位はのんびりした生活をしたい（36.9%）でした。

こうしたセカンドライフを実現するには、退職一時金（現金）の準備をしておけば十分でしょうか？
実は、退職金一時金（現金）の準備だけでは、ご勇退後の備えは万全とは言い切れません。

年齢を重ねるほど健康への不安は高くなっていきます。もしも病気等になられた場合、豊かなセカンドライフのために準備した資金を取崩さなければならぬ事も考えられます。リスクには様々な費用がかかります。

- ①医療リスク：高齢になるほど医療費負担は増える傾向があり、生涯に必要な医療費の半分が70歳以降にかかっています。
- ②介護リスク：公的介護保険の要介護の認定を受けた人は10年間で約2倍に増加しています。もしも要介護状態になった場合、日常の介護費用の他に、住宅の改修費等の初期費用が重い負担となることもあります。
- ③死亡リスク：万が一のことがあった場合、相続時の納税資金や代償分割資金、残されたご家族の生活資金等が必要となることがあります。

このように、セカンドライフの生活資金と医療費用・介護費用・死亡時の費用の両方を準備しておけば安心した生活を送れるのではないのでしょうか。

では、医療費用・介護費用・死亡時の費用は、どのように準備すれば良いのでしょうか？

役員退職慰労金は金銭だけではありません。ご勇退時に法人名義の資産を経営者個人の名義に変更する現物支給という方法もあります。その方法の1つが、生命保険による準備なのです。社長の在任中に、法人を契約者として契約します。そして、社長のご勇退時に、契約者と死亡保険金受取人の名義を変更します。そうすることにより、例えば、ご契約の社長個人の保険料負担額は0円ですが、ご勇退後に万が一のことがあった場合も、ご契約の死亡保障額が受取れます。

退職一時金（現金）と生命保険契約（現物支給）の役員退職慰労金で、セカンドライフにダブルの安心を準備しましょう。



6月の税務カレンダー

6月10日(火)

5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月~当年5月分)の納付

6月16日(月)

- ・所得税の予定納税額の通知
- ・4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- ・1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- ・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- ・10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- ・消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- ・消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)



生命保険の基礎知識(20)

~保険の約款を読んだことありますか?~



七大生活習慣病とは?

七大生活習慣病とは、日本人の罹患率が高い疾病のことで、七大疾病とも呼ばれています。
①がん(悪性新生物)②糖尿病③心疾患④高血圧性疾患⑤脳血管疾患⑥肝硬変⑦慢性腎不全です。

医療保険には三大疾病特約というものが付けられますが、最近の医療保険のパンフレットを見ていると「七大生活習慣病」という言葉を良く見かけると思います。
こういった保険は、七大生活習慣病に対する保障を特に手厚くしたい人に人気があります。通常の病気やケガによる入院の場合は、1入院あたり60日の保障になっていても七大生活習慣病の場合には、1入院あたり120日まで保障するような内容になっています。
脳梗塞などの脳血管疾患の場合、平均入院日数が100日になりますので、他の病気とは別扱いになっている方がいいと感じる人も多いのかもしれませんが。

但し、七大生活習慣病の特約が付くことで多少保険料が高くなりますので、ご注意ください。

三大疾病とは、「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」のことです。三大生活習慣病とも呼ばれています。これらの病気は、日本人の三大死因となっています。



ちよっとコーヒープレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(58)

ペットボトルに水を入れておくとネコよけになる?



これは実は嘘なんです!!

ネコは目新しい物に対して警戒心を持ちますが、危険性がないと判断するとすぐに馴れてしまいます。

水入りペットボトルも最初は警戒しても数時間もあれば馴れてしまって全く怖がらなくなります。

1960年代にオーストラリアで芝生にふんをするイヌよけとして広まったものです。

それが30年ほどたって日本に伝わりました。イヌにもネコにも効果がないことが立証されています。

キラキラするから嫌がる理由のようですが、もっとまぶしい光を当てて本気で嫌がることしない
とダメなんです。





今月のコラム

八月と並んで、国民の祝日が無い月。でも八月は、お盆や夏休みのような休暇がありませんが、六月には何もありません。学校や会社嫌いには歓迎されない月ですね？（笑）
衣替えの時期でもあり、街ゆく人々の装いもガラリと変わります。

そして、株主総会がよく行われる時期でもありません。この時期に開催する理由は、日本の上場企業に三月決算が多いことがあります。決算月から三ヶ月以内に株主総会を開かないといけない為、六月に開催する企業が多いのです。
では、なぜ三月決算が多いのでしょうか？それには、次の四つが考えられます。

(一) 国や地方公共団体の予算編成期間は四月（翌年三月）であり、三月には売上が増加する傾向があります。
(二) 総会屋対策です。株主総会で株主の権利を乱用する総会屋というグループが存在します。その総会屋を出席させないために、同一日に一斉に開催する習慣がありました。
(三) 税法の改正が四月一日からの適用が多い為です。会計年度の途中で経理処理の方法を変更すると作業が煩雑になることもあるので、改正時期と会計時期を合わせることにしているのです。
(四) 教育機関の年度の区切りが三月です。その為、新卒社員は四月入社の場合がほとんどです。年度の区切りによって営業成績などが評価されることから、入社何年目という区切りと、会計年度の区切りを一致させておくことに利点がありました。

株主になってますか？どこがオススメですか？株主になると、その会社のクーポンとかももらえるんですよ。どこのクーポン欲しいですか？何ていう会話が聞こえて来そうです。

この季節は特に食べ物に注意しながら、体調管理を十分に、お仕事を頑張りましょう。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からコンサルティングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

梅雨の季節、体調管理に気をつけて！

